

船舶の安全基準の強化に関するQ & A

安全設備全般について	
Q1	安全設備の義務化の詳細について知りたい。(New!)
Q2	船舶検査証書の航行区域が限定沿海区域で、平水区域のみで不定期航路事業を行う場合、救命いかだ等の安全設備は必要になるのでしょうか？
Q3	船舶の安全基準の強化に関するご説明について、各施策の基準となる「航行区域」とは船検証上の航行区域か、実際に許可を受けた航路の航行区域のどちらですか？ 例) 船検証上は限定沿海、実際の航路は平水など また、船舶検査証書の航行区域が限定沿海なのですが、事業で使用する場合は平水区域のみという限定をかける船舶検査証書記載は可能なのでしょうか？
Q4	平水（湖川港内）の港の定義はどのようなものですか？
Q5	安全設備等の搭載義務化について、瀬戸内海の平水は適用除外の理解であっていますか？
Q6	船舶検査証上で限定沿海5トン未満、旅客定員12人以下の船舶で、内航不定期航路事業を行っていますが、事業届出は「港内・漁港内区域」としております。この場合は、搭載義務はないということでしょうか？
Q7	現在5トン未満の海上タクシーと遊漁船をしています、海上タクシーをやめて遊漁船のみ営む場合今回の法改正にひっかかるのか知りたいです。
Q8	プレジャーモーターボートのレンタル事業と併せて、人を運送する不定期航路事業をしておりましたが、今回、人の運送をする不定期航路事業の適用を外すことを計画しております。この場合、今般の安全設備の搭載は不要という認識でよろしいでしょうか？
Q9	人の輸送をする内航不定期航路事業をしています、対象船舶②旅客船以外の事業船に該当しますでしょうか？
Q10	現在不定期航路の届出をしていて、遊漁船業者でもあります。不定航路では平水区域のみの航行となりますが、遊漁船では限定沿海区域を航行します。船舶検査証では沿海区域での登録をしています。船舶検査証の航行区域で、安全基準を決めるとありますが、このように、不定期航路と遊漁船業で航行区域の違う場合、どうしたらよろしいでしょうか？
Q11	法定無線設備の見直し及び非常用位置等発信装置(EPIRB等)の搭載義務化について、「人の運送をする内航不定期航路事業」の届出をしているのですが、船舶検査証で使用船舶(船外機船・和船)の航行区域が海岸から3海里以内の水域、運航基準図は漁港区域と港則法区域になっています。当該船舶は、旅客船以外の事業船(旅客定員12人以下)に該当するのでしょうか？また、該当した場合は業務用無線か携帯電話のどちらかを装備すればいいのでしょうか？
Q12	人の運送をする内航不定期航路事業での航行区域を、「漁港区域・港則法区域」とし届出をしておりますが、平水区域（湖川港内）と解釈してよろしいでしょうか。
Q13	船舶検査証で5トン未満の船外機船（和船）で、航行区域が沿海区域「ただし、安全に発着できる任意の地点から5海里以内の水域のうち当該地点における海岸から3海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。」となっています。人の運送をする内航不定期航路事業での航行区域を「漁港区域・港則法区域」としてありますが、この場合、業務用無線、非常用位置等発信装置及び救命いかだ等の積付けは必要となりますか？
救命いかだ等について	

Q14	20 トン以上の旅客船（RORO 船）で、現在、限定沿海で膨脹式浮器を搭載していますが、新たに、救命いかだ等の搭載義務はかかるのでしょうか。
Q15	救命いかだ等の搭載を要しない方法が増えたが、これで決定か？
Q16	小規模事業者向け特例とか考えられないでしょうか？
Q17	救命いかだ等は、外国製（桜マークのないもの）でもいいですか？
Q18	既に救命いかだの発注をしております。今後免除に該当した場合はどうなりますか？
Q19	救命いかだでなく、救命浮環を搭載することでも問題ないか？
Q20	救命いかだの対象船舶は、限定沿海を航行する船舶は対象外でしょうか。また、東京湾（洲崎と城ヶ島を結ぶ線以北）は、水温 15℃未満の海域になりますか？
Q21	東京湾限定沿海区域の最低水温は、10℃以上 15℃未満の分類でしょうか。それとも、15℃以上 20℃未満の分類でしょうか。
Q22	救命いかだ等の搭載にあたり、どこに相談したらよい？ (New!)
法定無線設備について	
Q23	VHF 無線 5W のハンディー機も法定無線設備として認められますか？
Q24	伊勢湾 3 号平水区域で、人の運送をする届出事業者に対して、無線の搭載義務はありますか？
Q25	無線設備ついてですが、対象船舶への新規搭載とともに、陸上管理施設（事業所内）への設置も含めて必要となりますか？
Q26	衛星携帯電話もつながないことがあり、常時連絡はできないではないか？
Q27	平水区域の携帯電話のサービスエリアは、携帯電話会社のエリア図を確認することで問題ありませんか？
Q28	積み付けが義務化される法定無線設備には社内間のみで通信可能な社内無線は含まれますか？
Q29	業務用無線で陸上と連絡が取れるようにとのことですが、陸上にも無線機と資格者も設置することになりますか？
Q30	遊覧船で使っている船を講習やレンタルで使用する場合がありますが、業務用無線設備が積み付けられていても、海上無線免許の資格が必要でしょうか？遊覧船業務以外に使用の場合、例えば電源を切っているようであれば無線機の資格は要らないなどありますでしょうか？
Q31	マリン VHF 無線は、船舶との交信のために事務所などの陸上に設置するために必要な海岸局の開設が困難です。遊覧船の事務所には、安全運航のために VHF 無線の取付けや電波の許可が出来るようにしていただきたいです。
Q32	衛星電話の対象機種を教えほしい。(New!)
非常用位置等発信装置について	
Q33	DSC 機能がある国際 VHF 無線は、非常用位置等発信装置として認められますか？
Q34	隔壁の水密化等を義務付けるのであれば AIS やイパーブは必要ないのではないのでしょうか？
隔壁の水密化等について	
Q35	水密構造は現存船にも適用されるのか。船舶構造規則等を改正するのか。水密構造であることは検査機関が確認するのか？
Q36	浸水警報装置や排水設備は国の認証を取得した機器（桜マークが付与された機器や予備検査受検品）や ISO 品でないといけないのか？ (New!)

安全設備全般について

Q1 安全設備の義務化の詳細について知りたい。(New!)

今般の安全設備の義務化は、航行する海域の水温、航行区域、船舶の構造に応じたリスクの程度に応じ、対象が変わります。そのため、義務化の詳細については、別途公表しているホームページをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

Q2 船舶検査証書の航行区域が限定沿海区域で、平水区域のみで不定期航路事業を行う場合、救命いかだ等の安全設備は必要になるのでしょうか？

今般の安全設備の義務化は、船舶検査証書の航行区域に応じて対象が決まります。例えば、救命いかだ等については、船舶検査証書の航行区域が限定沿海であれば、水温が 20 度未満の水域を航行する場合、原則として搭載の義務がかかりますが、営業区域に合わせて船舶検査証書の航行区域を平水区域に変更するのであれば、水温が 10 度未満の水域を航行する場合に必要となります。なお、船舶検査証書の航行区域は限定沿海のまま、事業で使用する場合は平水区域のみに限るという制限をかける船舶検査証書の書換えは可能となります。

Q3 船舶の安全基準の強化に関するご説明について、各施策の基準となる「航行区域」とは船検証上の航行区域か、実際に許可を受けた航路の航行区域のどちらですか？ 例) 船検証上は限定沿海、実際の航路は平水など

また、船舶検査証書の航行区域が限定沿海なのですが、事業で使用する場合は平水区域のみという限定をかける船舶検査証書記載は可能なのでしょうか？

船舶検査証書上の航行区域になります。なお、船舶検査証書の航行区域は限定沿海のまま、事業で使用する場合は平水区域のみに限るという制限をかける船舶検査証書の書換えは可能となります。

Q4 資料の平水（湖川港内）の港の定義はどのようなものですか？

港則法に定める港及び社会通念上の港（漁港を含む）として認められるものをいいます。なお、船舶安全法関係規則により別途港の区域を定めている港は当該区域が港となります。

Q5 安全設備等の搭載義務化について、瀬戸内海の平水は適用除外の理解であっていますか？

船舶検査証書の航行区域が港内を超える瀬戸内海（第 8 号）平水区域の場合、法定無線設備のみ搭載が必要となります。なお、平水区域を航行する船舶については、航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限り、携帯電話を搭載することが可能です。

Q6 船舶検査証上で限定沿海 5 トン未満、旅客定員 12 人以下の船舶で、内航不定期航路事業を行っていますが、事業届出は「港内・漁港内区域」としております。この場合は、搭載義務はないということでしょうか？

船舶検査証書上の条件として、事業を行う際の航行区域を「港内」に制限することで、搭載義務は不要となります。

Q7 現在 5 トン未満の海上タクシーと遊漁船をしています、海上タクシーをやめて遊漁船のみ営む場合今回の法改正にひっかかるのか知りたいです。

遊漁船であって、海上運送法の届出による事業もされている船舶の場合は、海上運送法の事業船としての適用日が適用されます。各措置の適用日の詳細につきまし

ては別途ホームページのフローチャート等でご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

なお、海上運送法の事業を廃止して遊漁船業にのみ使用する船舶とした場合、適用日は未定となります。遊漁船業のみに使用することは船舶検査証書に条件を付して制限することを検討しております。

Q8 プレジャーモーターボートのレンタル事業と併せて、人を運送する不定期航路事業をしていましたが、今回、人の運送をする不定期航路事業の適用を外すことを計画しております。この場合、今般の安全設備の搭載は不要という認識でよろしいでしょうか？

旅客定員 12 名以下の船舶の場合、海上運送法または遊漁船の適正化に関する法律の事業に使用することを禁止するなどの条件を船舶検査証書に付すことで、安全設備の搭載等を不要とすることができます。

Q9 人の輸送をする内航不定期航路事業をしています。対象船舶②旅客船以外の事業船に該当しますでしょうか？

旅客定員 12 人以下の非旅客船であっても、海上運送法の届出をされている場合は②旅客船以外の事業船に該当し、義務化の対象となります。

Q10 現在不定期航路の届出をしていて、遊漁船業者でもあります。不定航路では平水区域のみの航行となりますが、遊漁船では限定沿海区域を航行します。船舶検査証では沿海区域での登録をしています。船舶検査証の航行区域で、安全基準を決めるとありますが、このように、不定期航路と遊漁船業で航行区域の違う場合、どうしたらよろしいでしょうか？

旅客定員 12 人以下の場合、平水区域でのみ不定期航路事業の用に供することができますと船舶検査証書に限定を加えることにより、適用日は以下のとおり延期することができます。

救命いかだ等：令和 8 年 4 月 1 日予定（平水区域の水温が 10 度未満の時期を含む場合）、未定（それ以外の場合）

法定無線設備：令和 7 年 4 月 1 日予定

※携帯電話でも可（航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る）

非常用位置等発信装置：未定

Q11 法定無線設備の見直し及び非常用位置等発信装置(EPIRB 等)の搭載義務化について、「人の運送をする内航不定期航路事業」の届出をしているのですが、船舶検査証で使用船舶(船外機船・和船)の航行区域が海岸から 3 海里以内の水域、運航基準図は漁港区域と港則法区域になっています。当該船舶は、旅客船以外の事業船(旅客定員 12 人以下)に該当するのでしょうか？また、該当した場合は業務用無線か携帯電話のどちらかを装備すればいいのでしょうか？

旅客定員 12 人以下の非旅客船であっても、海上運送法の届出をされている場合は旅客船以外の事業船に該当します。

一方、船舶検査証書上の条件として、事業を行う際の航行区域を「港内」に制限することで、搭載義務は不要となります。

Q12 人の運送をする内航不定期航路事業での航行区域を、「漁港区域・港則法区域」とし届出をしておりますが、平水区域（湖川港内）と解釈してよろしいでしょうか。

船舶検査証書上の条件として、事業を行う際の航行区域を「港内」に制限する

ことで、搭載義務は不要となります。

Q13 船舶検査証で5トン未満の船外機船（和船）で、航行区域が沿海区域「ただし、安全に発着できる任意の地点から5海里以内の水域のうち当該地点における海岸から3海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。」となっています。人の運送をする内航不定期航路事業での航行区域を「漁港区域・港則法区域」としてありますが、この場合、業務用無線、非常用位置等発信装置及び救命いかだ等の積付けは必要となりますか？

船舶検査証書上の条件として、事業を行う際の航行区域を「港内」に制限することで、搭載義務は不要となります。

救命いかだ等について

Q14 20トン以上の旅客船（RORO船）で、現在、限定沿海で膨脹式浮器を搭載していますが、新たに、救命いかだ等の搭載義務はかかるのでしょうか。

当該船舶が水温15度未満となる沿海区域を航行する場合は救命いかだ等の搭載義務がかかります。

なお、現在搭載いただいている内部収容型の膨脹式救命浮器については、内部に収容できる人数分の救命いかだ等として引き続き使用いただくことは可能となりますが、乗り込み装置が現在無い場合は、乗込装置を備え付ける必要があることにご注意ください。

Q15 救命いかだ等の搭載を要しない方法が増えたが、これで決定か？

救命いかだ等の搭載を要しない方法については、遊漁船の業務実態等を踏まえた見直しを行ったところであり、現時点で今後の見直しは予定しておりません。

Q16 小規模事業者向け特例とか考えられないでしょうか？

事業規模に応じてではありませんが、水温の低さ、航行区域、船舶の構造等に応じたリスクの程度を考慮して救命いかだ等の搭載が不要となる特例について決定しました。

Q17 救命いかだ等は、外国製（桜マークのないもの）でもいいですか？

救命いかだ等は、検査を受けて安全基準への適合が確認されたものが必要となります。桜マークが無いものであっても個別検査に合格するものであれば認められますが、桜マークがあるものは型式承認試験と検定によって既に安全基準への適合が確認されたものとなりますので、船舶検査の際にマークがあれば手続きが大幅に簡略となります。

Q18 既に救命いかだの発注をしています。今後免除に該当した場合はどうなりますか？

国土交通省としては小型旅客船等への安全設備の早期導入のために導入費用の補助を実施しておりますので、救命いかだ等を免除の特例に該当するかどうかに関わらず搭載いただくことは可能ですが、万一、今後発注の取り消し等を希望される場合は、まずは個別にメーカー等にお問い合わせください。

Q19 救命いかだ等でなく、救命浮環を搭載することでも問題ないか？

水温が低い海域・時期を航行する船舶については、万が一の海難の際に乗客等が低水温の海域で水中待機をすることは、低体温症等のリスクを鑑みて極めて危険であることから、水中で救助を待つタイプの救命浮器や救命浮環ではなく救命いかだ等の備え付けを義務化することとしております。

Q20 改良型救命いかだの対象船舶は、限定沿海を航行する船舶は対象外でしょうか。また、東京湾（洲崎と城ヶ島を結ぶ線以北）は、水温 15℃未満の海域になりますか？

限定沿海を航行する船舶については 20 度未満になる恐れのある水域を航行する船舶が義務化の対象となります。水温については、国交省ホームページで公表している水温マップをご覧ください。

<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527lQjjz3I&ll=42.11946062400046%2C141.4062808402586&z=9>

Q21 東京湾限定沿海区域の最低水温は、10℃以上 15℃未満の分類でしょうか。それとも、15℃以上 20℃未満の分類でしょうか。

水温については、国交省ホームページで公表している水温マップをご覧ください。

<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527lQjjz3I&ll=42.11946062400046%2C141.4062808402586&z=9>

Q22 救命いかだ等の搭載にあたり、どこに相談したらよいか？ (New!)

検査にかかわる相談については、最寄りの検査機関にご連絡ください。検査以外に関する、いかだ等の搭載にあたる復原性資料の調整や搭載場所の工事については、造船所やマリナー等にご相談ください。

法定無線設備について

Q23 VHF無線 5Wのハンディー機も法定無線設備として認められますか？

平水または限定沿海を航行する船舶のみ法定無線設備として認められますが、陸上と連絡がとれる必要があり、限定沿海を航行する船舶においてはVHF無線のサービスエリア内である必要がありますので、ご注意ください。

Q24 伊勢湾3号平水区域で、人の運送をする届出事業者に対して、無線の搭載義務はありますか？

船舶検査証書の航行区域が港内を超える平水区域の場合、法定無線設備の搭載が必要となります。なお、平水区域を航行する船舶については、航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限り、携帯電話を搭載することが可能です。

Q25 無線設備ついてですが、対象船舶への新規搭載とともに、陸上管理施設（事業所内）への設置も含めて必要となりますか？

法定の無線設備には、通信の相手方として、船舶局の免許の申請者が開設する海岸局（船舶局と通信を行うため陸上に開設する無線局）または構成員とされる法人若しくは団体の海岸局が必要になります。無線局の開設についてのご相談は最寄りの総合通信局にお問い合わせください。

Q26 衛星携帯電話もつながらないことがあり、常時連絡はできないではないか？

インマルサット等の静止衛星を利用する衛星携帯電話については、衛星からの電波を受信するために、衛星の方角にアンテナを向けなければ電波が受信できない場合があるため、使用時に注意が必要となります。

Q27 平水区域の携帯電話のサービスエリアは、携帯電話会社のエリア図を確認することで問題ありませんか？

携帯電話会社の公表するエリアマップで問題ありません。

Q28 積み付けが義務化される法定無線設備には社内間のみで通信可能な社内無線

は含まれますか？
社内無線がこういったものを指すか不明ですが、義務化する無線設備は、船舶が陸上との確実な連絡手段を確保するためのものに限られますので、出入港にのみ使用するようなトランシーバーを、それぞれ船と陸上事務所に設置するようなものについては原則として認められません。
Q29 業務用無線で陸上と連絡が取れるようにとのことですが、陸上にも無線機と資格者も設置することになりますか？
通信の相手方として、海岸局（船舶局と通信を行うため陸上に開設する無線局）が必要になります。無線局の開設、無線従事者資格についてのご相談は最寄りの総合通信局にお問い合わせください。
Q30 遊覧船で使っている船を講習やレンタルで使用する場合がありますが、業務用無線設備が積み付けられていても、海上無線免許の資格が必要でしょうか？遊覧船業務以外に使用の場合、例えば電源を切っているようであれば無線機の資格は要らないなどありますでしょうか？
海上無線免許がない場合でも、レンタル出来ないということにはなりません。なお、レンタルした者が海上運送法の事業の用に供する場合は、運航中に無線設備の操作ができることを前提としております。
Q31 マリン VHF 無線は、船舶との交信のために事務所などの陸上に設置するために必要な海岸局の開設が困難です。遊覧船の事務所には、安全運航のために VHF 無線の取付けや電波の許可が出来るようにしていただきたいです。
総務省に要望があった旨お伝えさせていただきます。
Q32 衛星電話の対象機種を教えほしい。
イリジウム衛星電話やインマルサット衛星電話など以下の HP※に掲載されている種類の衛星電話であれば、特定の機種に限定はされておりません。なお、スラヤ衛星電話は現在通信サービスを終了しています。 ※イリジウム・Isat Phone Pro・Isat Phone2・Oceana800・スラヤ衛星電話 https://jci.go.jp/inspection/pdf/houteibihin_musen.pdf
非常用位置等発信装置について
Q33 DSC 機能がある国際 VHF 無線は、非常用位置等発信装置として認められますか？
DSC 機能を有する国際 VHF 無線では、その位置情報を捜索救助機関に直接自動で送信することができないため、船舶に備え付けを義務付ける非常用位置等発信装置とすることは認められません。
Q34 隔壁の水密化等を義務付けるのであれば AIS やイパーブは必要ないのではないのでしょうか？
一区画可浸の構造や不沈性及び安定性については、船全体が水面下に沈没しないような基準ではありますが、乗船者が水中待機する恐れがあるなど、それだけで乗船者の安全を担保できるものではありません。遭難した際、捜索救助機関による一刻も早い発見に繋げるためにも、AIS や EPIRB も必要であると考えております。
隔壁の水密化等について
Q35 隔壁の水密化等の義務は現存船にも適用されるのか。船舶構造規則等を改正

するのか。隔壁が水密構造であることは検査機関が確認するのか？
現存船についても、旅客定員や航行区域に応じ隔壁の水密化等の義務化の対象となります。ただし、現存船等に対しては、浸水警報装置及び排水設備の搭載、不沈性及び安定性を有する構造のいずれかの代替措置での対応も可能としております。また、船舶の構造は船舶安全法に基づき船舶検査にて確認することを予定しております。
Q36 浸水警報装置や排水設備は国の認証を取得した機器（桜マークが付与された機器や予備検査受検品）やISO品でないといけないのか？ (New!)
浸水警報装置や排水設備については、必ずしも桜マーク品等やISO品である必要はありません。